

舞鶴市の入札・契約制度 の改正に係る説明会

平成23年4月22日(金)

午後2時30分～午後4時

舞鶴市

総務部管財契約課

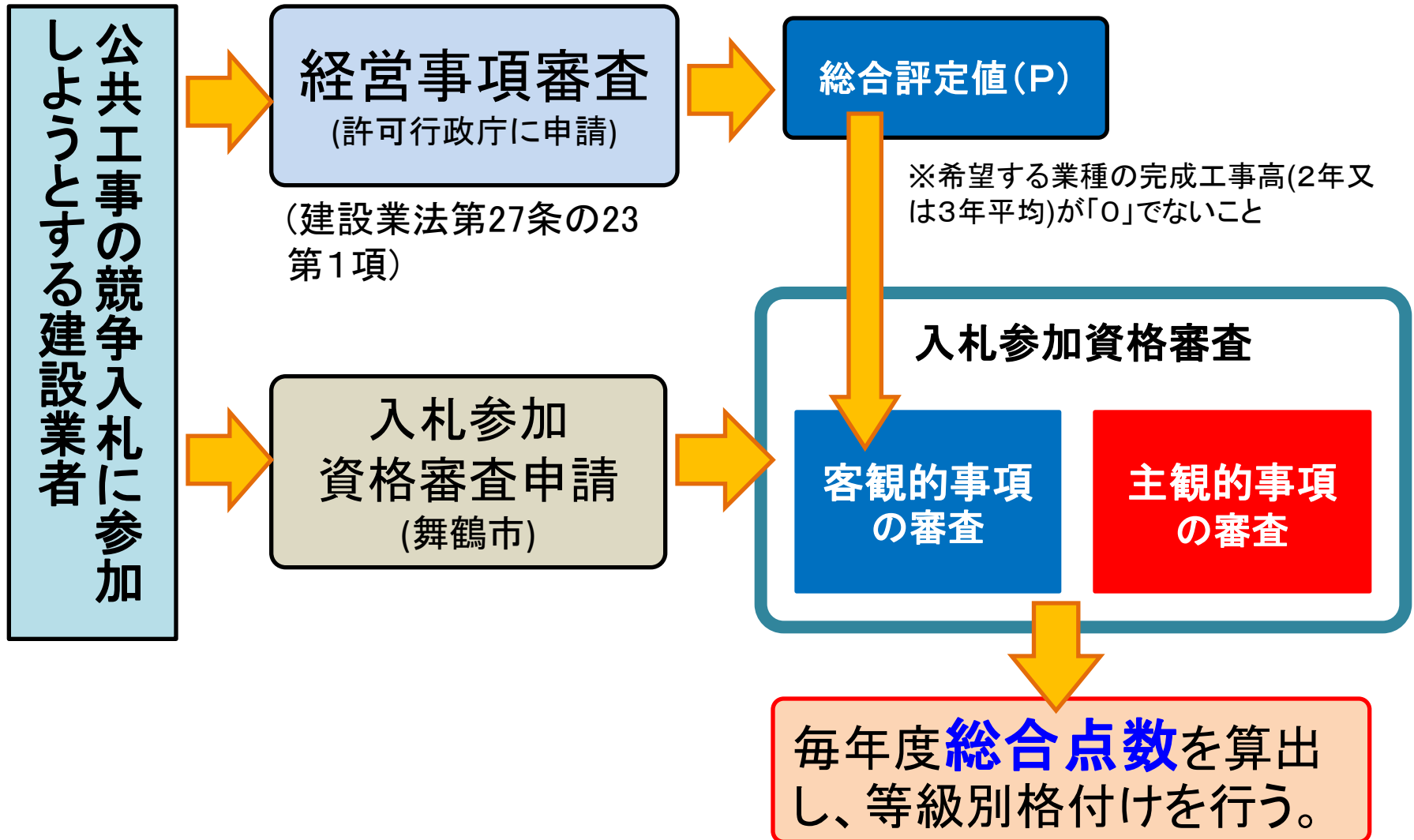
説明会の内容

1. 平成24年度からの入札参加資格審査基準について
2. 舞鶴市工事請負契約約款の改正について
3. 工事現場における現場代理人の常駐について
4. 公共工事における暴力団排除措置要綱の制定について
5. 電子入札について

1. 平成24年度からの入札 参加資格審査基準につ いて

1.平成24年度からの入札参加資格審査基準について

公共工事の競争参加資格審査の概要



1.平成24年度からの入札参加資格審査基準について

総合点数の算出

「建設工事入札参加資格審査基準」(第1条第1項)



1.平成24年度からの入札参加資格審査基準について

客観点（経営事項審査（P））

経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書

総合評定値(P)

完成工事高が「0」でないこと

国土交通大臣

審査基準日

平成22年03月31日

電話番号

市区町村コード

資本金額

完成工事高/売上高(%)

行政庁記入欄

[金額単位:千円]

新区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					
			2年平均	評点(X1)	元請完成工事高 2年平均	技術職員数 一級 (講習受講)	基幹 二級	その他	評点(Z)	
特	010 土木一式	1886	319,779,500	2268	319,610,500	1,791 (1,433)	0	17	28	2287
	011 プラストレストコンクリート	1698	19,879,500	1646	19,879,500					2157
特	020 建築一式	1906	763,393,500	2268	754,703,500	2,755 (1,642)	0	3	91	2366
特	030 大工	1123	26,500	582	18,500	0 (0)	0	33	0	921
特	040 左官	1115	430,500	879	429,500	0 (0)	0	0	0	592
特	050 とび・土工・コンクリート	1784	47,192,000	1946	29,894,000	1,951 (1,415)	0	8	0	2200
	051 法面処理	1462	417,500	874	417,500					1987
特	060 石	959	500	396	500	0 (0)	0	0	0	452
特	070 屋根	1251	735,000	943	605,000	1 (0)	0	44	0	1071
特	080 電気	1542	7,876,500	1382	5,957,500	409 (270)	0	24	0	1799
特	090 管	1571	12,613,500	1522	11,205,500	303 (203)	0	5	0	1774
特	100 タイル・れんが・ブロック	1189	317,000	834	265,000	0 (0)	0	26	0	935
特	110 鋼構造物	1511	3,683,000	1221	1,574,000	776 (108)	0	0	0	1836
	111 鋼橋上部	1426	561,500	917	549,500					1797
特	120 鉄筋	957	0	390	0	0 (0)	0	0	0	450
特	130 ぼ装	1423	2,027,500	1102	1,945,500	186 (186)	0	0	0	1600
特	140 しゅんせつ	1343	95,000	694	50,500	552 (375)	0	0	0	1688
特	150 板金	986	7,000	480	4,500	0 (0)	0	0	0	476
特	160 ガラス	1026	31,000	594	24,000	0 (0)	0	0	0	523
特	170 塗装	1154	1,088,500	1005	1,070,500	0 (0)	0	0	0	624
特	180 防水	1176	1,674,500	1076	1,521,500	0 (0)	0	0	0	638
特	190 内装仕上	1348	4,971,500	1285	3,376,500	3 (0)	0	34	0	1119
特	200 機械器具設置	1209	1,037,000	996	1,037,000	5 (1)	0	0	0	853
特	210 熱絶縁	957	0	390	0	0 (0)	0	0	0	450
特	220 電気通信	1027	0	390	0	7 (1)	0	0	0	729

1.平成24年度からの入札参加資格審査基準について

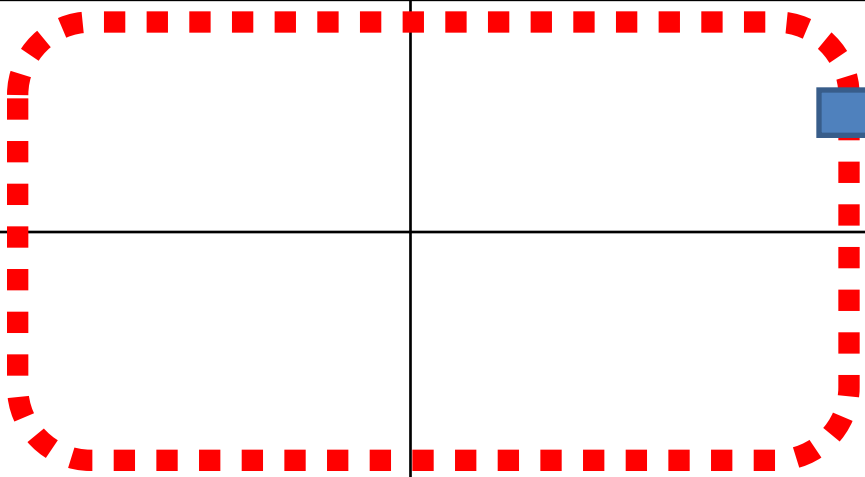


従来の**主観点**の項目と概要 (第1条第2項～5項)

項目	概要
工事成績	前年1年間(1/1～12/31)に工事成績評定の通知を受けたものについて (業種ごとの平均点－65) × 2 ※平均点は請負金額による加重平均
除雪	その年の除雪委託業者について +10点 (土木一式)
ISO	ISO9000(品質マネジメントシステム) 又はISO14001(環境マネジメントシステム) 全ての業種に+20点
市内業者の合併	適用1年目～3年目 P × 5% (全ての業種) 適用4年目 P × 3% (全ての業種) 適用5年目 P × 2% (全ての業種)

1.平成24年度からの入札参加資格審査基準について

従来の格付けの基準(第2条の2第1項)

当該年度の資格審査における格付けは、当該年度の総合点数並びに前年度及び前々年度の資格審査に係る格付け及び総合点数に基づき決定する。

	前々年度	前年度	当該年度
格付			決定
総合点数			 

1.平成24年度からの入札参加資格審査基準について

従来の昇格基準

2年連続して基準評点以上の実績があり、引き続き基準評点以上となった場合(3年目)には昇格とする。ただし、2等級以上の昇格は行わない。

(例: C等級からB等級への昇格)

	前々年度	前年度	当該年度
格付	C	C	B
総合点数	B等級の基準評点以上	B等級の基準評点以上	B等級の基準評点以上

等級	基準評点
A	800点以上
B	700点以上
C	600点以上
D	550点以上
E	550点未満

3年連続

1.平成24年度からの入札参加資格審査基準について

従来の降格基準

基準評点未滿となった場合に注意期間の認定をする。2年連続して注意期間の認定を受け、引き続き基準評点未滿となった場合(3年目)には降格とする。ただし、2等級以上の降格は行わない。なお、当該降格基準により降格した場合は、降格の翌年度に従前の等級の基準評点以上となった場合に限り、従前の等級に復帰する。

(例:B等級からC等級への降格)

	前々年度	前年度	当該年度	翌年度
格付	B	B	C	B
総合点数	B等級の基準評点未滿	B等級の基準評点未滿	B等級の基準評点未滿	※従前の基準評点以上の場合

3年連続

等級	基準評点
A	800点以上
B	700点以上
C	600点以上
D	550点以上
E	550点未滿

1.平成24年度からの入札参加資格審査基準について

その他の基準等（1）

項目	概要
等級ごとの基準評点の設定 (第2条)	業種及び等級ごとに別表の基準評点及び発注標準を設定する。
新規登録基準 (第5条)	<u>新規</u> 業者については、 <u>最下位等級</u> に格付するものとする。
再登録基準 (第6条)	再登録業者(未登録から2年以内に限る)は、再登録年度は基準評点における該当ランクの1ランク下の等級または従前の等級のうち低い方の等級に格付する。ただし、従前の等級より低い等級となった場合において、翌年度又は翌々年度に従前の等級の基準評点以上となった場合は従前の等級に復帰する。

1.平成24年度からの入札参加資格審査基準について

その他の基準等 (2)

項目	概要
昇格条件 (第7条)	<p><u>指定建設業(土木一式工事業、建築一式工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業)</u>における<u>A等級昇格</u>については、<u>特定建設業の許可</u>を取得していることを要件とする。また、要件を満たさなくなった場合は、B等級へ降格するものとする。</p> <p>なお、当該年度の入札参加資格審査結果通知日を経過している場合の昇格及び降格は、特定建設業の許可の取得又は取消しの事実を確認した月の翌月の1日からとする。</p>

1.平成24年度からの入札参加資格審査基準について

別表第2条関係「基準評点及び発注標準」

別表（第2条関係）

基準評点及び発注標準

等級	基準評点	発注標準							
		土木・その他	建築	電気・管	舗装	とび・土工、 塗装、防水	造園	水道施設工事 (水道部発注)	公設浄化槽
A	800以上	4,000万円を 超えるもの	8,000万円を 超えるもの	8,000万円を 超えるもの	1,500万円を 超えるもの	3,000万円を 超えるもの	1,500万円を 超えるもの	8,000万円を 超えるもの	1,500万円を 超えるもの
B	700以上	4,000万円以下	8,000万円以下	8,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	1,500万円以下	8,000万円以下	1,500万円以下
C	600以上	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円以下	500万円以下	1,500万円以下	500万円以下	3,000万円以下	500万円以下
D	550以上	500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円以下
E	550未満	500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円以下

(平成11年6月・平成13年4月・平成17年6月・平成19年4月・平成20年4月・平成21年4月・一部改正)

(注)

- 1 基準評点及び発注標準は、経済社会状況に応じ変更する場合がある。また、発注標準については、おおむねの金額である。
- 2 舗装工事については、平成19年4月以降は、舗装施工管理技術者（1級又は2級）の資格取得者を雇用している業者のみを指名するものとする。
Bランクの舗装工事の指名は、B等級及びアスファルト・プラント所有業者とする。
- 3 造園工事について、平成19年4月以降は、造園施工管理技士（1級又は2級）等の国家資格取得者を雇用している業者のみを指名するものとする。
- 4 有資格者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、上位の等級に属する有資格者を指名することができる。
- 5 災害等緊急事態が発生した場合は、上記基準を適用しない場合がある。
- 6 共同企業体方式により発注する場合は、上記基準を適用しない場合がある。

平成24年度からの改正ポイント (主観点)

- 工事成績評定の対象範囲を1年から3年に拡大し、係数を2から2.5へ変更
- ISOの主観点を20点から15点へ変更
- 新たに主観点として次の2項目を追加
 - ① KES(ステップ1: 5点、ステップ2: 10点)
 - ② 不当要求防止責任者・講習受講完了 10点

※ただし、KESとISOの重複加点は行わない。

1.平成24年度からの入札参加資格審査基準について

平成24年度からの改正ポイント (昇格基準・降格基準)

- 3年連続して基準点以上若しくは基準点未滿となった場合(3年目)に昇格若しくは降格する基準 から 2年連続した場合(2年目)に変更

1.平成24年度からの入札参加資格審査基準について

改正後の主観点の項目と概要 (第1条第2項～5項)

項目	概要
工事成績	前年 12月末日までの3年間 に工事成績評定の通知を受けたものについて (業種ごとの平均点 - 65) × 2.5 ※平均点は請負金額による加重平均
除雪	その年の除雪委託業者 +10点 (土木一式)
ISO	ISO9000(品質マネジメントシステム) 又はISO14001(環境マネジメントシステム) 全ての業種に+15点
市内業者の合併	適用1年目～3年目 P × 5% (全ての業種) 適用4年目 P × 3% (全ての業種) 適用5年目 P × 2% (全ての業種)

1.平成24年度からの入札参加資格審査基準について

改正後の**主観点**の項目と概要 (第1条第6、7項)

項目	概要
KES	特定非営利活動法人KES環境機構の定めた <u>KESのステップ1の認証を取得した場合は5点、ステップ2の認証を取得した場合は10点</u> を登録業種全てに加点するものとする。
不当要求防止責任者・講習受講	不当要求防止責任者を選任し、京都府公安委員会の責任者講習の受講を完了している場合は、登録業種全てに <u>10点を加点</u> するものとする。

1.平成24年度からの入札参加資格審査基準について

改正後の昇格基準

2年連続して基準評点以上となった場合(2年目)には昇格とする。ただし、2等級以上の昇格は行わない。

(例: C等級からB等級への昇格)

	前年度	当該年度
格付	C	B
総合点数	B等級の 基準評点 以上	B等級の 基準評点 以上

昇格

2年連続

等級	基準評点
A	800点以上
B	700点以上
C	600点以上
D	550点以上
E	550点未満

1.平成24年度からの入札参加資格審査基準について

改正後の降格基準

基準評点未滿となった場合に注意期間の認定をする。2年連続して基準評点未滿となった場合(2年目)には降格とする。ただし、2等級以上の降格は行わない。なお、当該降格基準により降格した場合は、降格の翌年度に従前の等級の基準評点以上となった場合に限り、従前の等級に復帰する。

(例: B等級からC等級への降格)

	前年度	当該年度	翌年度
格付	B	C	B
総合点数	B等級の基準評点未滿	B等級の基準評点未滿	※従前の基準評点以上の場合

↓ 2年連続 ↓

等級	基準評点
A	800点以上
B	700点以上
C	600点以上
D	550点以上
E	550点未滿

1.平成24年度からの入札参加資格審査基準について

KESについて

NPO KES ENVIRONMENTAL ORGANIZATION



KES
KES・環境マネジメントシステム・スタンダード
KES Environmental Management System Standard

KESとは	審査・登録制度	登録にかかる費用	登録手順 ▶ S1 S2	審査登録ガイド・環境レポート
登録件数データ	KES講座案内	資料等の販売	登録事業所一覧(検索)	ステップ1 ステップ2
各地のKES協働機関	KES環境機構	KES環境機構関連リンク	グリーン調達認定行政・企業	KES倶楽部

特定非営利活動法人

KES環境機構

URL : <http://www.keskyoto.org/>

1.平成24年度からの入札参加資格審査基準について

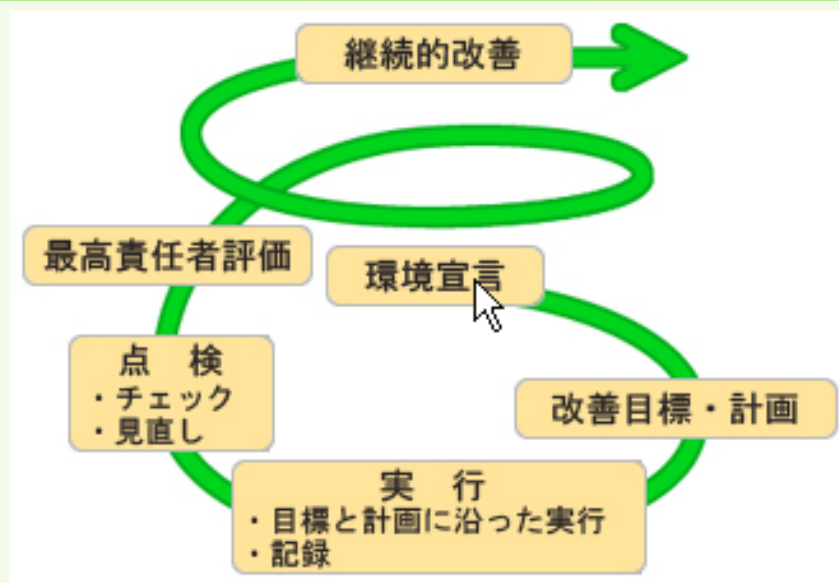
KESについて

<http://www.keskyoto.org/kesinfo.html> より

KESとは

KESは「環境マネジメントシステム」の規格です。「環境マネジメントシステム」とは、企業等の経営に当たって環境への負荷を管理・低減するための仕組みです。

環境マネジメントシステムには国際規格ISO14001がありますが、中小企業には人・物・金等経営資源の問題により取得が困難であることから、より分かりやすく取り組みやすい規格として誕生したのがKESです。



ステップ 1

環境問題に取り組み始めた段階で、環境保全活動になじむことを目指します。環境宣言を定め、これを実行する計画を立てて進みます。

ステップ 2

環境保全を進めるため、システムを項目別に作り実行します。将来[ISO14001]にステップアップするベースにもなります。

1.平成24年度からの入札参加資格審査基準について

「KES」と「ISO」の主観点加算

(総合点数)

第1条 資格審査における総合点数は、建設工事の種類(以下「業種」という。)ごとに、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項に規定する総合評定値及び次項から第7項までの規定(**第4項の規定に該当する場合には、第6項の規定を除く。**)により算定した点数の合計点とする。

審査基準・第4項		審査基準・第6項	
ISO		KES	KES
9000	14001	(ステップ2)	(ステップ1)
			5点
		10点	
	15点	ISOとの重複加算なし	ISOとの重複加算なし
15点		ISOとの重複加算なし	ISOとの重複加算なし
15点		ISOとの重複加算なし	ISOとの重複加算なし

不当要求防止責任者講習について

- 不当要求防止責任者講習とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)に基づき、事業者が不当要求防止責任者(以下「責任者」という。)を選任し、公安委員会(警察署)へ届け出ることにより、公安委員会が責任者に対し、暴力団からの不当要求に対処するための必要な知識、技能を習得させることを目的として実施されているものです。
- <選任届出・講習受講の手続き>
責任者選任届出書を事業所の所在地を管轄する警察署(刑事課組織犯罪対策係)に提出(インターネットからも手続き可能)

京都府暴力追放運動推進センター>責任者受講案内

<http://www.kboutsui.com/seminar.html>

1.平成24年度からの入札参加資格審査基準について

経営事項審査制度の改正に伴う平成24年度 舞鶴市建設工事入札参加資格審査申請の取 扱いについて

- 平成24年度の入札参加資格審査申請書に添付する経
審結果通知書については、審査基準日が、平成22年7
月1日から平成24年1月31日までにあり、かつ、申請時
点で最新のもの(総合評定値(P)のあるもの)である必
要があります。
- また、改正前後いずれの基準による経審も対象とし、建
設業法施行規則第20条第2項に規定する再審査(平成
23年4月1日から平成23年7月29日まで受付)も含むもの
とします。

**2. 舞鶴市工事請負契約約
款の改正について**

**3. 工事現場における現場代
理人の常駐について**

改正の背景

中央建設業審議会

勧告

- ① 公共工事標準請負契約約款
- ② 民間建設工事標準請負契約約款(甲)
- ③ 民間建設工事標準請負契約約款(乙)
- ④ 建設工事標準下請契約約款

改正事項

- 注文者と請負者の呼称(呼び方)
- 契約履行体制の合理化(現場代理人の常駐義務)
- 請負者の責に帰さない事由による工期延長に伴う増加費用の負担
- 不良不適格業者の排除(反社会的勢力の排除)

2.舞鶴市工事請負契約約款の改正について

「舞鶴市工事請負契約約款」の改正点

- (1) **「甲・乙」の略称表記を改め、「発注者・受注者」の表記に改正**
…(契約の対等性)
- (2) **現場代理人の常駐義務緩和を規定** …(施工体制の合理化)
発注者が、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく(別記1)、連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人の常駐を要しないこととできる。 【工事約款:第10条第3項】
- (3) **工期(履行期間)延長に伴う発注者の負担について規定**
…(契約の対等性)
受注者からの工期(履行期間)延長申し出に対して、必要があるときは延長を行い、その延長が発注者の責めに帰すべき事由の場合には、必要と認められる請負代金の変更及び損害費用を負担する。 【工事約款:第21条第2項】
- (4) **発注者の契約解除権に、暴力団員に該当する場合等を追加**
…(不良不適格業者の排除) 【工事約款:第45条第1項第6号ア～キ】
- (5) 「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改正」(財務省告示第52号)により、**契約条項の遅延利息の率を年3.3パーセントから3.1パーセントに改正**

3.工事現場における現場代理人の常駐について

「舞鶴市工事請負契約約款」第10条第3項に規定する現場代理人の常駐の取り扱いについて

【舞鶴市工事請負契約約款第10条第2項、第3項】

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に**常駐**し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、現場代理人は、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると市長が認めた場合は、工事現場に常駐しないことができる。

平成23年4月
第3項追加

3.工事現場における現場代理人の常駐について

【現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合とは】

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 「舞鶴市工事請負契約約款」第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ その他工事現場において作業等が行われていない期間

4. 公共工事における暴力団 排除措置要綱の制定に ついて

4.公共工事における暴力団排除措置要綱の制定について

経緯

全国的に暴力団排除に向けての取り組み



平成22年7月「京都府暴力団排除条例」
の制定(平成23年4月1日施行)



各市町村や事業者と相互に連携を図り、暴力
団等排除を推進するなど、社会全体での取り
組み

4.公共工事における暴力団排除措置要綱の制定について

「舞鶴市建設工事等に関する暴力団等排除措置要綱」(平成23年4月1日施行)

- 舞鶴市の建設工事、測量・設計コンサル業務、物品役務等の公共調達から暴力団等を排除し、公正で適切な入札・契約の執行を目的として制定
- 契約の相手方が、暴力団等の措置要件(別記)に該当する場合は、①入札(随意契約含む)からの排除(1～2年)、②契約の解除、③排除措置の公表等を行い、また、当該業者との下請契約等の締結を認めない。

4.公共工事における暴力団排除措置要綱の制定について

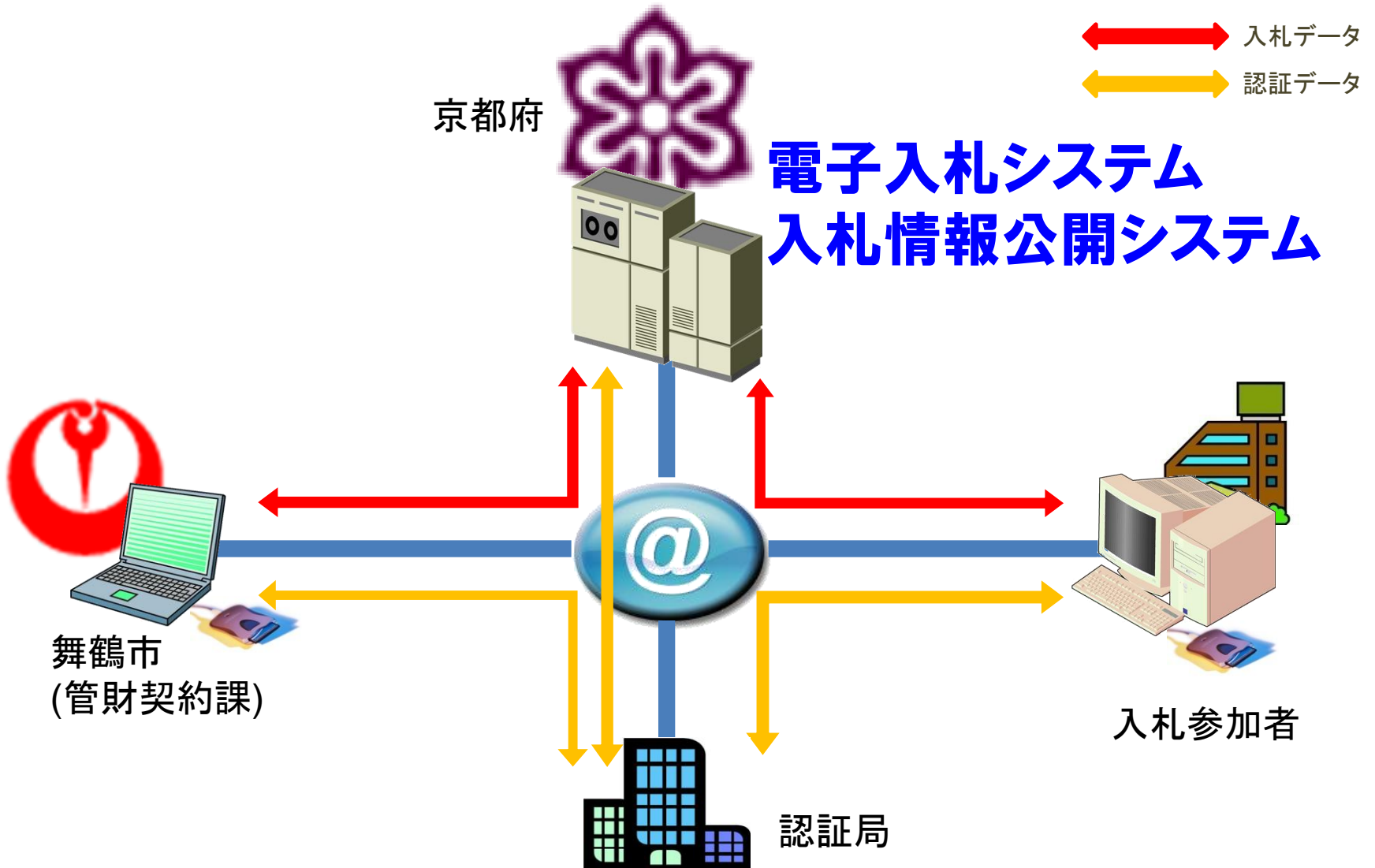
措置要件及び排除期間

措置要件	排除期間
1 有資格者である個人及び法人の役員等(役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している場合を含む。以下同じ。)が暴力団員であると認められるとき	当該認定をした日から2年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
2 暴力団員が有資格者の経営に事実上参加していると認められるとき	
3 有資格者及びその役員等が、業務に関し不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団等を使用したと認められるとき	当該認定をした日から1年(本市契約に係るものは2年)を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
4 有資格者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき	当該認定をした日から1年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
5 有資格者及びその役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき	
6 有資格者が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、その契約相手方が有資格者であるか否かに関らず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき	

4. 電子入札について

5.電子入札について

電子入札システムの構成



5.電子入札について

電子入札の運用予定

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
建設工事	試行: 土木A	本格実施: 条件付一般競争入札		
(想定件数)	2件程度	15件程度	30件程度	70件程度
測量・建設 コンサルタント等業務	試行	一部実施: 概ね1000万円以下 (従来郵便入札で行っていたもの) (主に市外業者)	対象拡大	全面実施
(想定件数)	2件程度	20件程度	30件程度	40件程度

5.電子入札について

京都府入札情報公開システム

The screenshot shows the Kyoto Prefecture Tender Information Disclosure System interface. The main content area displays search results for '舞鶴市' (Matsushima City) under the '平成22年度 舞鶴市 管財契約課' (Heisei 22 Fiscal Year Matsushima City Property Management Contract Office) category. A yellow callout box highlights that cases for Matsushima City are displayed.

入札公告・入札情報
各発注機関の一覧から、入札公告等の情報を検索できます。
事務所ごとの入札案件情報は、こちらから

入札結果情報
各発注機関の一覧から、入札結果の情報を検索できます。

入札公告・入札情報
確認したい事務所の「調達区分」(工事/コンサル)をクリックすると、案件の一覧が表示されます。
対象: 今年度及び前年度に公開した案件(それ以前の案件は「全案件詳細検索」で検索可能です。)

平成22年度 調達範囲(部局・事務所)	調達区分	
建設交通部 京都府京都土木事務所	工事(31件)	コンサル(30件)
建設交通部 京都府乙訓土木事務所	工事(41件)	コンサル(29件)
建設交通部 京都府山城北土木事務所	工事(112件)	コンサル(86件)
建設交通部 京都府山城南土木事務所	工事(79件)	コンサル(42件)
建設交通部 京都府南丹土木事務所	工事(118件)	コンサル(125件)
建設交通部 京都府中丹東土木事務所	工事(129件)	コンサル(81件)
建設交通部 京都府中丹西土木事務所	工事(105件)	コンサル(61件)
建設交通部 京都府丹後土木事務所	工事(193件)	コンサル(150件)
建設交通部 京都府大野ダム管理事務所	工事(3件)	コンサル(1件)
建設交通部 京都府港湾事務所	工事(14件)	コンサル(11件)
農林水産部 農林水産技術センター(畜産センター)		コンサル(1件)
平成22年度 舞鶴市 管財契約課	調達区分	
舞鶴市 管財契約課	工事(1件)	
農林水産部 京都府京都林務事務所	工事(11件)	コンサル(13件)
農林水産部 京都府山城広域振興局(農林部)		

舞鶴市の案件が表示されます。

5.電子入札について

京都府情報公開システム

京都府 入札情報公開システム

工事入札公告・入札情報詳細

案件情報	
案件番号	0759201060008301
調達機関(部局・事務所)	建設交通部 京都府中丹東土木事務所
案件名称	篠田 地域防災対策(避難対策)工事(中東22地防対(避難)第4748号の1の1)他
公告日	平成22年12月10日
入札指名通知日	
資料配布	平成22年12月10日 ~ 平成22年12月20日
申請受付	平成22年12月17日 ~ 平成22年12月20日
工事場所	綾部市 篠田町 地内
工期	契約日又は契約日の翌日から平成23年3月10日まで
工事概要	
予定価格(税込)	
種別	法面処理工事
紙・電子区分	電子入札
入札方式	一般競争入札
開札予定日時	平成23年01月
入札参加資格要件等	
添付資料その1	入札公告文
添付資料その2	特記仕様書
添付資料その3	図面(pdf)
添付資料その4	閲覧設計書
添付資料その5	数量計算書
添付資料その6	申請書等様式
添付資料その7	位置図(pdf)
備考	

添付資料その1	入札公告文(pdf)
添付資料その2	特記仕様書(pdf)
添付資料その3	図面(pdf)
添付資料その4	閲覧設計書(pdf)
添付資料その5	数量計算書(pdf)
添付資料その6	申請書等様式(xls)
添付資料その7	位置図(pdf)
備考	

※添付資料を保存する場合、右クリックして対象を

5.電子入札について

京都府電子入札システム

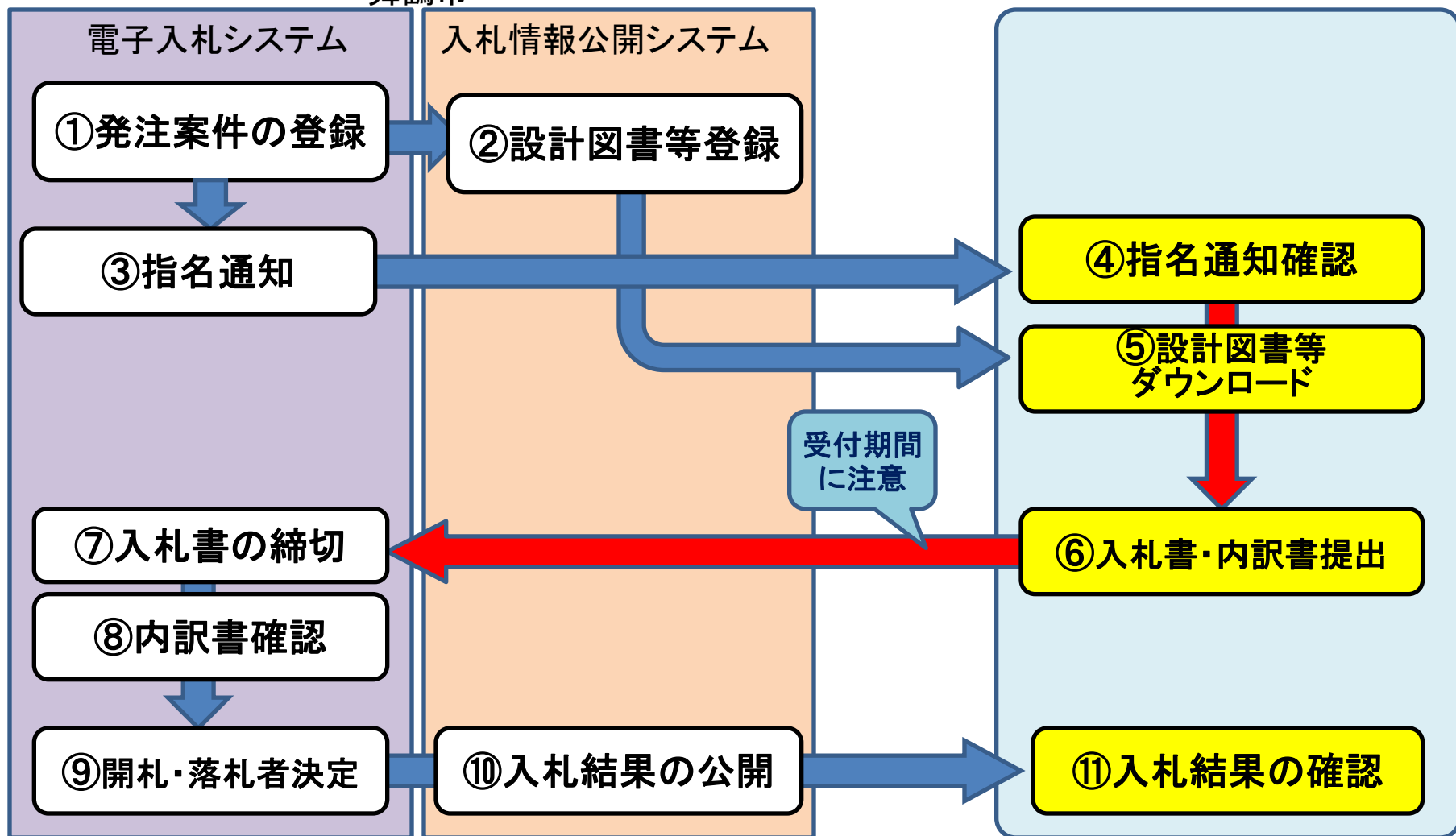
The image displays two overlapping screenshots of the Kyoto Prefecture Electronic Bidding System. The top screenshot shows the 'Tendering Organization Selection' screen for users. It features a header with the Kyoto Prefecture logo and the text '京都府'. Below the header, the title is '「調達機関・工事、業務」画面(受注者用)'. A dropdown menu for '調達機関' (Tendering Organization) is shown with '京都府' selected. A blue arrow points to this dropdown. Below the dropdown, there is a link for '◎工事、業務'. The bottom screenshot shows the main system page with the '舞鶴市' (Maizuru City) logo in the header and the text '京都府電子入札システム' in the center.

5.電子入札について

電子入札の流れ (指名競争)

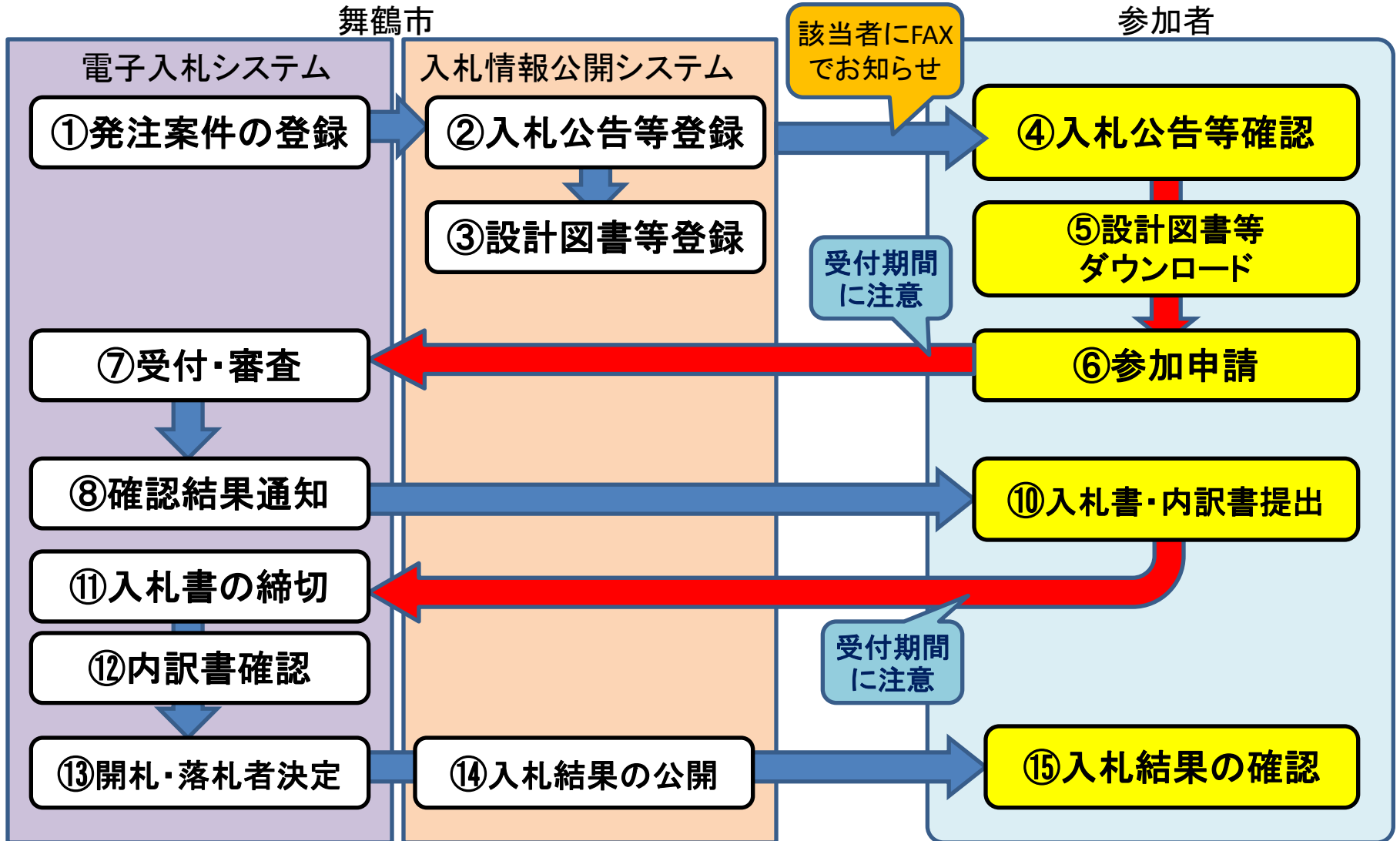
舞鶴市

参加者



5.電子入札について

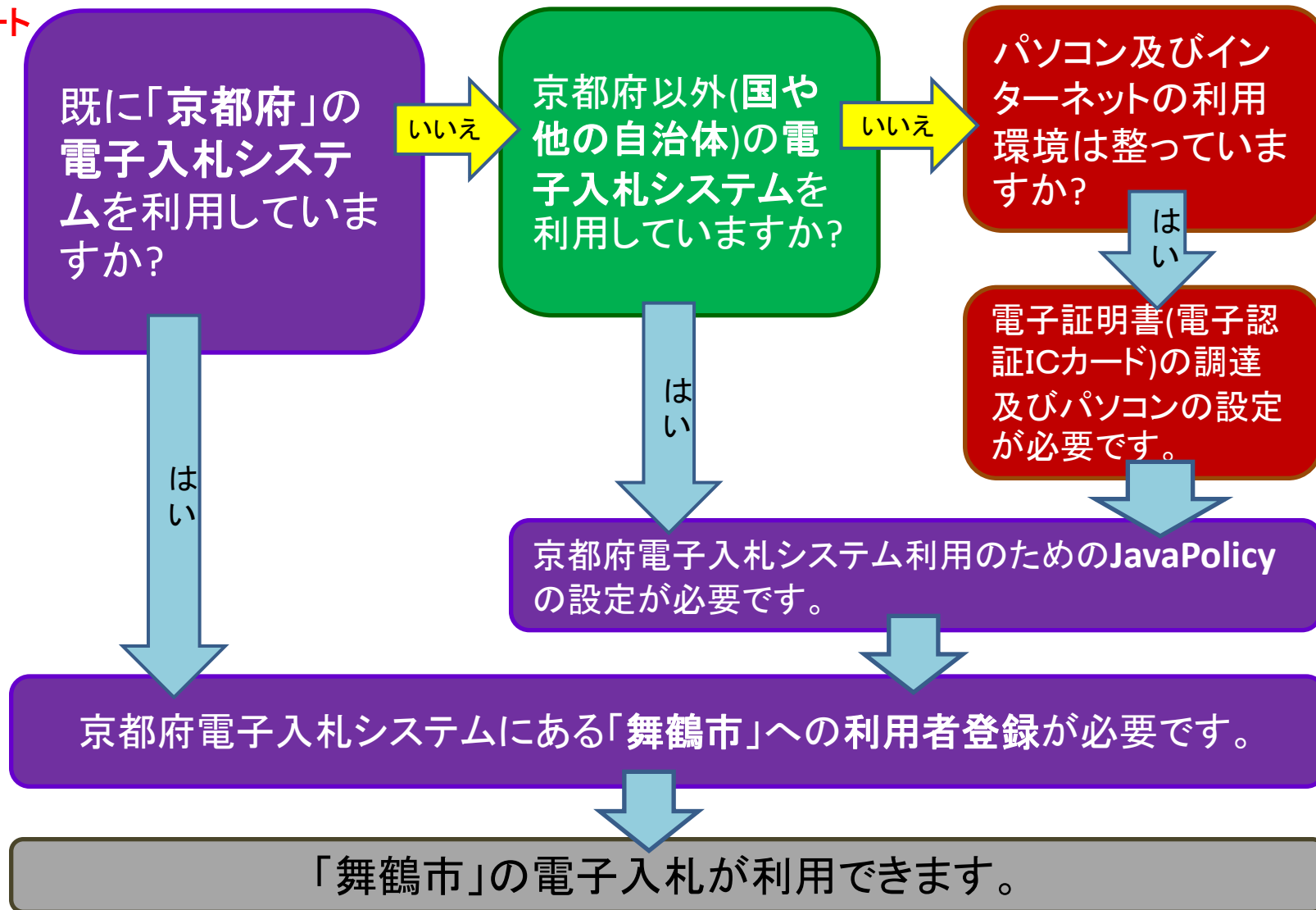
電子入札の流れ（条件付一般競争）



5.電子入札について

電子入札の利用者登録の事前準備

スタート



5.電子入札について

電子入札の利用者登録

舞鶴市

京都府電子入札システム

利用者登録処理

京都府電子入札システム

受注者クライアント

[03]

5.電子入札について

電子入札の業者番号

舞鶴市の電子入札利用者登録に必要となる業者番号は次のとおりです。

利用者登録には、この「業者番号」と「商号又は名称」が必要となりますので、間違わないよう注意してください。

建設 工事	<p>許可種別(2桁)＋建設業許可番号</p> <p>(合計8桁の半角数字)</p> <p>例: 26000111 (京都府知事許可業者で許可番号が111の場合) 00099999 (国土交通大臣許可業者で許可番号が99999の場合)</p>
----------	---

注意点

「(株)」は全角のカッコ「()」に「株」としてください。「(有)」も同様です。

5.電子入札について

電子入札システムの利用可能時間及び 利用に必要なもの

平日 午前9時～午後6時

パソコン、インターネット環境、
電子入札専用ICカード、同カードリーダー

情報公開システムの利用可能時間

年中、24時間

(毎週土曜日の0時から7時までは、メンテナンスのため停止)

5.電子入札について

京都府ホームページ

文字の大きさ: [大きくする](#) | [元に戻す](#) 背景色を選ぶ: [白](#) [黒](#) [青](#) [ふりがなをつける](#) | [ご利用案内](#)

 京都府
Kyoto Prefecture Web Site



[府政情報](#) | [暮らし・環境](#) | [教育・文化](#) | [健康・福祉・人権](#) | [産業・しごと](#) | [地域振興](#) | [京都の魅力・観光](#)

[京都府](#) > [入札情報](#) > [京都府電子調達ホームページ](#) > [京都府電子調達ホームページ](#)

京都府電子調達ホームページ

 [本文を音声で聴く\(ご利用案内\)](#)

お知らせ

11月19日より京都府電子調達ホームページはこちらに移転しました。

入札制度に関するお知らせ

- [建設工事入札参加資格の新等級区分と制度移行に係る経過措置について](#)(平成23年3月22日掲載)
- [経営事項審査制度の改正に伴う平成24年度建設工事入札参加資格審査の取扱いについて](#)(平成23年3月22日掲載)
- [平成23・24年度京都府測量等業務指名競争入札参加資格審査申請の定期受付について](#)(平成23年1月7日掲載)
- [建設工事競争入札参加資格制度の見直しについて](#)(平成22年8月25日掲載)
- [総合評価競争入札の評価項目におけるCPDの追加について](#)(PDFファイル 133KB)(平成22年8月25日掲載)
- [京都府工事等競争入札心得の一部改正について](#)(平成22年4月1日施行)
- [入札・契約制度の見直しについて](#)
- [「地域活性化型」総合評価競争入札の見直しについて](#)
- [最低制限価格設定対象工事の拡大について](#)

電子入札システムに関するお知らせ

- [平成23年度の電子入札利用者登録について](#)(平成23年4月1日掲載)
- [京都府電子入札システムの市町村使用について](#)(平成23年3月14日掲載)

メニュー

[電子入札システム](#)

[入札情報公開システム](#)

[よくある質問と回答](#)

[電子入札運用基準\(ルールや様式など\)](#)

[操作マニュアル](#)

[リンク](#)

[はじめて電子入札を利用される方へ](#)

[新入札仕様調査について](#)

電子入札システムサービス停止等のお知らせ

現在システム停止の予定はありません。

電子入札システムの操作に関するお問い合わせ

京都府電子入札ヘルプデスク
(平日の9時から18時まで)

TEL: 075-351-0001

e-maittebidhelp@ebid.pref.kyoto.jp

※アドレスは、セキュリティ確保のため、全角表示にしています。実際メールを送信する場合は、半角で入力してください。

5.電子入札について

舞鶴市ホームページ

舞鶴市
Maizuru City

トップページ 暮らしの情報 観光案内 **事業者の方へ** 市政情報 施設案内

キーワード検索 検索 もっと詳しく 文字サイズの変更 小 中 大

もしものとき

- 休日・夜間診療
- 災害時避難場所
- 洪水ハザードマップ
- 土砂災害ハザードマップ

舞鶴市消防本部

事業者の方へ > 事業者の方へコンテンツ一覧

事業者の方へ

入札・契約・工事施工	企業立地・誘致
<ul style="list-style-type: none">入札結果・入札関連情報電子入札入札公告入札参加資格関係関係規程・様式・工事書類工事検査安全点検・その他	<ul style="list-style-type: none">舞鶴市企業立地ガイド (2011年03月23日 更新)企業立地 優遇制度 (2011年03月23日 更新)舞鶴市企業立地ガイド 用地のご案内(平工業団地) (2011年03月08日 更新)舞鶴市企業立地ガイド 用地のご案内(京都舞鶴港 西港喜多地区 港湾関連用地) (2011年03月08日 更新)

オンラインサービス

- 電子入札
- 公共施設の予約
- 本の貸し出し・予約
- 例規集
- 申請書ダウンロード

市役所のご案内

- 舞鶴市の紹介
- 市役所庁舎案内